

新旧対照表

(別紙3)

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 総 則</p> <p>(輸入の具体的な時期)</p> <p>2 - 1 法第2条第1項第1号に規定する「輸入」の具体的な時期は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる時とする。</p> <p>なお、法第2条第3項の規定により輸入とみなされる使用又は消費があらかじめ輸入の許可を受けることなく行われた場合にあっては、同項の規定によりその使用又は消費の時が具体的な輸入の時期となるので、留意する。</p> <p>輸入の許可を受けた貨物の場合 その許可の時 船舶又は航空機の場合 次に掲げる時又は輸入の許可の時のいずれか早い時</p> <p>イ 本邦外において本邦の国籍又は仮国籍を取得した船舶又は航空機の場合 初めて本邦に回航されて使用に供される時</p> <p>ロ 本邦内にある外国籍の船舶又は航空機の場合 本邦の国籍又は仮国籍を取得して使用に供される時</p> <p>法第61条第5項（第62条の15において準用する場合を含む。）又は第62条の6第1項の規定により関税を徴収された貨物の場合 その関税を徴収された時</p> <p>法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用される郵便物（令第64条に規定する郵便物を除く。）の場合 名あて人に交付された時 収容又は留置された貨物で公売又は売却されたもの及び郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により売却されたものの場合 買受人が買い受けた時 無許可輸入に係る貨物の場合 陸揚げ又は取卸しの時。ただし、次に掲げる貨物の場合にあっては、それぞれその引取りの時</p> <p>イ 保税地域（指定保税地域、保税蔵置場（法第42条第1項に規定する許可を受けた場所又は法第50条第1項に規定する届出を行った場所をいう。以下同じ。）、保税工場（法第56条第1項に規定する許可を受けた場所又は法第61条の5第1項に規定する届出を行った場所をいう。以下同じ。）、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下同じ。）、法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(輸入の具体的な時期)</p> <p>2 - 1 法第2条第1項第1号に規定する「輸入」の具体的な時期は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる時とする。</p> <p>なお、法第2条第3項の規定により輸入とみなされる使用又は消費があらかじめ輸入の許可を受けることなく行われた場合にあっては、同項の規定によりその使用又は消費の時が具体的な輸入の時期となるので、留意する。</p> <p>及び (同左)</p> <p>法第61条第5項((保税工場外における保税作業))（第62条の15((総合保税地域))において準用する場合を含む。）又は第62条の6第1項((許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収))の規定により関税を徴収された貨物の場合 その関税を徴収された時 郵便物（令第64条((輸入を許可された貨物とみなさない郵便物))に規定する郵便物を除く。）の場合 名あて人に交付された時 (同左)</p> <p>無許可輸入に係る貨物の場合 陸揚げ又は取卸しの時。ただし、次に掲げる貨物の場合にあっては、それぞれその引取りの時</p> <p>イ 保税地域（指定保税地域、保税蔵置場（法第42条第1項に規定する許可を受けた場所又は法第50条第1項に規定する届出を行った場所をいう。以下同じ。）、保税工場（法第56条第1項に規定する許可を受けた場所又は法第61条の5第1項に規定する届出を行った場所をいう。以下同じ。）、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下同じ。）、法第30条第1項第2号((許可を受けて保税地域外に置く外国</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（以下「他所蔵置場所」という。）又は税関長の指定した検査場所から輸入の許可又は保税運送の承認を受けることなく引き取られた貨物</p> <p>□ 保税運送中の貨物でその運送の目的以外の目的で国内に引き取られたもの</p> <p>（輸出の具体的な時期）</p> <p>2 - 5 法第2条第1項第2号に規定する「輸出」の具体的な時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて貨物を積み込んだ時とする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれ、次に掲げる時とする。</p> <p>船舶又は航空機自体の輸出の場合 外国の国籍又は仮国籍を取得した後（外国における引渡しのため回航されるものにあっては、その回航のため）初めて本邦を出発する時</p> <p>公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕した水産物を直接輸出（後記2 - 7のなお書に該当する場合は、輸出とはみないので留意する。）する場合 外国に向けて運送を開始した時又は外国に向けて航行する船舶に積み替えた時</p> <p>郵便物の輸出の場合 <u>輸出の許可（法第76条第1項に基づく簡易手続が適用されるものにあっては、同条第5項に基づく通知）</u>を受けた後、<u>郵便事業株式会社通関支店（以下「通関支店」という。）</u>から搬出し、<u>運送者（当該郵便物に係る引渡明細表（通常郵便物に関する施行規則（平成17年総務省告示第1373号）第186条3又は小包郵便に関する施行規則（平成17年総務省告示第1371号）第169条3に規定する引渡明細表をいう。）に引渡しの証明を行う船会社又は航空会社をいう。）</u>に引き渡した時</p> <p>本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物又は特定輸出申告（法第67条の3第2項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）を行おうとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可を受けた場合 その輸出の許可を受けた時</p> <p>本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物又は特定輸出申告を行おうとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可前にその船舶が外国に向けて航行を開始した場合 その航行を開始した時</p>	<p><u>貨物）</u>の規定により税関長が指定した場所（以下「他所蔵置場所」という。）又は税関長の指定した検査場所から輸入の許可又は保税運送の承認を受けることなく引き取られた貨物</p> <p>□ （同左）</p> <p>（輸出の具体的な時期）</p> <p>2 - 5 法第2条第1項第2号に規定する「輸出」の具体的な時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて貨物を積み込んだ時とする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれ、次に掲げる時とする。</p> <p>及び （同左）</p> <p>郵便物の輸出の場合 <u>郵便事業株式会社通関支店（以下「通関支店」という。）</u>において税関検査が終了した時</p> <p>及び （同左）</p>
第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1節 通 則</p> <p><u>(「課税標準となるべき価格」の意義)</u></p> <p><u>4 - 5 法第4条第1項第6号に規定する「課税標準となるべき価格」とは、法第13条の4により準用する国税通則法第118条第1項((国税の課税標準の端数計算等))の規定により、千円未満の端数に係る金額を切り捨てた後の価格をいうので留意する。</u></p> <p><u>(寄贈物品の意義等)</u></p> <p><u>4 - 6 令第2条第5項第1号に規定する「寄贈物品」の意義等については、次による。</u></p> <p>— 「寄贈物品」とは、有形、無形の対価を伴わずに無償で譲渡される物品をいい、寄贈者及び受贈者が個人であるか法人であるかを問わない。</p> <p>　　なお、以下のいずれかに該当する郵便物は、原則として寄贈物品には該当しないものとする。</p> <p>　　イ 郵便物の税関告知書に寄贈物品(Gift)の表示がなく、かつ、仕入書等の取引に伴う書類が貼付又は内包されているもの</p> <p>　　ロ 郵便物の税関告知書に商業用である旨(Merchandise)の表示があるもの(仕入書等の取引に伴う書類が当該郵便物に貼付又は内包されているか否かを問わない。)</p> <p>— 寄贈物品であることの確認は、後記76-4-2のによる名あて人への連絡又は76-4-4による到着通知書に対する名あて人からの申出に基づき行うこととし、当該申出は口頭によることとして差し支えない。</p> <p>　　名あて人から寄贈物品である旨の申出があった場合には、上記により寄贈物品に該当するか否かを判断することとし、上記のイ又はロに該当する郵便物以外の郵便物について名あて人から申出があった場合であって、当該申出に疑義がある場合(例えば、税関告知書には寄贈物品(Gift)の表示があるが仕入書等の取引に伴う書類が郵便物に貼付又は内包されている場合や、名あて人が過去に類似の物品を輸入したことがあり、納税申告を行った実績がある等)には、名あて人から郵便物が寄贈物品である旨を記載した任意の書面を提出させることにより認定を行うこととする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 通 則</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(「名あて人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」の意義等)</p> <p>4 - 7 令第2条第5項第2号に規定する「名あて人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」の意義等については、次による。</p> <p>なお、下記のイ又はロのいずれかに該当する場合であっても、税関において課税価格又は税率の決定をするため必要な範囲で、参考価格や商品説明に関する参考資料を名あて人から求めることを妨げるものではない。</p> <p>「名あて人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」とは、次のいずれかの事情があることから、申告が困難であると認められる場合とする。</p> <p>イ 名あて人が、郵便物の価格を証する資料（類似品や商品カタログ等の参考資料ではなく、当該郵便物の価格についての資料をいう。）を現に有しておらず、かつ、入手することが困難な場合</p> <p>ロ 名あて人が、郵便物の所属区分（後記67-4-17に規定する関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分をいう。）を特定する資料を現に有しておらず、かつ、入手することが困難な場合</p> <p>上記のイ又はロのいずれかに該当することの確認方法等については、前記4-6のに準ずる。</p> <p>（賦課課税方式に関する用語の意義）</p> <p>6の2-2 法第6条の2第1項第2号に規定する賦課課税方式に関する用語の意義は、それぞれ次による。</p> <p>同号ロに規定する「課税標準となるべき価格」の意義については、前記4-5による。</p> <p>同号ニに規定する「一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税」とは、次のような関税をいう。</p> <p>イ 定率法その他関税に関する法律の規定により条件付で関税が軽減又は免除された貨物の用途外使用等により徴収する関税（定率法第13条第7項、自家用自動車特例法第4条第1項から第3項まで等）</p> <p>ロ 保税運送貨物が指定期間内に運送先に到着しなかったため徴収する関税及び船用品又は機用品が指定期間内に積み込まれなかたため徴収する関税（法第65条第1項、第65条の2第1項及び第23条第6項）</p>	<p>（新設）</p>
	<p>（賦課課税方式に関する用語の意義）</p> <p>6の2-2 法第6条の2第1項第2号に規定する賦課課税方式に関する用語の意義は、それぞれ次による。</p> <p>同号ニに規定する「一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税」とは、次のような関税をいう。</p> <p>イ（同左）</p> <p>ロ 保税運送貨物が指定期間内に運送先に到着しなかったため徴収する関税及び船用品又は機用品が指定期間内に積み込まれなかたため徴収する関税（法第65条第1項及び第23条第6項）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ハ 保税蔵置場等に置かれた貨物が亡失し又は滅却されたため徴収する 関税、保税作業等のため保税地域外に出された貨物が指定期間を過ぎ てもその出された場所にあるため徴収する関税、保税展示場に入れら れた貨物が許可期間の満了等の後も搬出その他の措置がされないため 徴収する関税、<u>交付前郵便物</u>（法第76条の2第1項に規定する<u>交付前 郵便物</u>をいう。後記76の2-4-1、76の2-4-3及び76の2- 4-4において同じ。）が亡失し又は滅却されたため徴収する関税 (法第45条第1項(第36条、第41条の3、第61条の4、第62条の 7及び第62条の15において準用する場合を含む。)、第61条第5項 (第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。)第62 条の5、<u>第62条の6第1項及び第76条の2第1項</u>)</p> <p>二 収容公売貨物の代金その他の外国貨物の換価代金から徴収する関税 及び領置物件又は差押物件の返還を受ける者等から徴収する関税（法 第85条第1項(第88条において準用する場合を含む。)、第97条第 3項及び第134条第4項から第6項まで）</p> <p>ホ 犯罪貨物等を没収しない場合にその所有者等から徴収する関税（法 第118条第5項及び第6項）</p> <p>— 同号ホに規定する「<u>関税に関する法律の規定により税額の確定が賦課 課税方式によるものとされている関税</u>」とは、次に掲げる関税をいう。</p> <p>イ 地位協定特例法第12条第1項の規定の適用又は準用を受ける物品に 対する関税（同条第2項及び国連軍協定特例法第4条）</p> <p>ロ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関 税法等の臨時特例法に関する法律第4条第1項本文の規定の適用を受 ける資材等又は製品等に対する関税（同条第3項）</p> <p>— 令第3条第2項第3号にいう「<u>外国貨物として使用しないこととなつ たもの</u>」とは、船舶若しくは航空機において使用しなくなったこと等の 理由により国内に引き取られる船用品若しくは機用品（以下「<u>不用船 (機)用品</u>」という。）又は船舶若しくは航空機の資格内変の際に残存 する船用品若しくは機用品（以下「<u>残存船(機)用品</u>」という。）をい う。</p>	<p>ハ 保税蔵置場等に置かれた貨物が亡失し又は滅却されたため徴収する 関税、保税作業等のため保税地域外に出された貨物が指定期間を過ぎ てもその出された場所にあるため徴収する関税、保税展示場に入れら れた貨物が許可期間の満了等の後も搬出その他の措置がされないため 徴収する関税（法第45条第1項(第36条、第41条の3、第61条の 4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。)、 第61条第5項(第62条の7及び第62条の15において準用する場合 を含む。)第62条の5<u>及び</u>第62条の6第1項）</p> <p>ニ及びホ（同左）</p> <p>—及び—（同左）</p>
第3節 賦課課税方式による関税の確定 (賦課決定の手続)	第3節 賦課課税方式による関税の確定 (賦課決定の手続)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8 - 1 法第8条第1項の規定による賦課決定の手続は、次による。</p> <p>賦課決定を行おうとする場合には、次により賦課決定の決議を行う。</p> <p>イ 輸入申告があつたときは、その申告書に税額等を記入（誤りがあつたときは、訂正）し、これに審査印（C - 5000）を押なつすことにより賦課決定の決議を行う。</p> <p>ロ 輸入申告がなかつたときは、下記 の賦課決定通知書（原本）により賦課決定の決議を行う。</p> <p>同条第4項の規定による賦課決定通知書の送達は、同項及び令第6条第1項に規定する記載事項を記入した「関税賦課決定通知書」（C - 1040）（国際郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。後記8 - 3の において同じ。）に係る場合であつて電算処理する場合には、「関税（再）賦課決定通知書」（C - 1041）を使用する。）を2通（原本、通知用）を作成し、うち1通（通知用）を納税義務者に送達して行う。</p> <p>賦課課税方式が適用される貨物について輸入申告があつた場合において、輸入の許可前にその申告に係る課税標準が税関長の調査したところと異なることが判明したときは、その課税標準を訂正させた上、法第8条第1項第1号イに該当するものとして処理して差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、輸入者等に納税告知書を送達することにより賦課決定の通知を行うことになる（同条第4項）ので、留意する。</p> <p>（特殊な場合における賦課決定通知書の送達）</p> <p>8 - 5 法第9条の3第1項第2号に掲げる関税について、法第8条第4項本文の規定による賦課決定通知書の送達は必要であるので、留意する。</p> <p>ただし、この場合において、貨物の公売又は売却の際ににおける当該貨物の所有者が不明のときは、当該通知書は、公売代金等を保管する税關の歳入歳出外現金出納官吏あて送達するものとする。</p> <p>なお、法第9条の3第1項第1号に掲げる関税については、後記77 - 4 - 1の国際郵便物課税通知書が賦課決定通知書とみなされることになっている（法第77条第5項）。</p>	<p>8 - 1 法第8条第1項((賦課決定))の規定による賦課決定の手続は、次による。</p> <p>賦課決定を行おうとする場合には、次により賦課決定の決議を行う。</p> <p>イ 輸入申告があつたときは、その申告書に税額等を記入（誤りがあつたときは、訂正）し、これに審査印（C - 5000）を押なつすことにより賦課決定の決議を行う。</p> <p>ロ 輸入申告がなかつたときは、下記 の賦課決定通知書（原本）により賦課決定の決議を行う。</p> <p>同条第4項((賦課決定の方法))の規定による賦課決定通知書の送達は、同項及び令第6条第1項((賦課決定通知書の記載事項))に規定する記載事項を記入した「関税賦課決定通知書」（C - 1040）（国際郵便物に係る場合であつて電算処理する場合には、「関税（再）賦課決定通知書」（C - 1041）を使用する。）を2通（原本、通知用）を作成し、うち1通（通知用）を納税義務者に送達して行う。</p> <p>賦課課税方式が適用される貨物について輸入申告があつた場合において、輸入の許可前にその申告に係る課税標準が税関長の調査したところと異なることが判明したときは、その課税標準を訂正させた上、法第8条第1項第1号イ((申告に係る課税標準が税関長の調査したところと同じ場合))に該当するものとして処理して差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、輸入者等に納税告知書を送達することにより賦課決定の通知を行うことになる（同条第4項）ので、留意する。</p> <p>（特殊な場合における賦課決定通知書の送達）</p> <p>8 - 5 法第9条の3第1項第2号((公売代金等をもつて充てる関税))に掲げる関税について、法第8条第4項本文の規定による賦課決定通知書の送達は必要であるので、留意する。</p> <p>ただし、この場合において、貨物の公売又は売却の際ににおける当該貨物の所有者が不明のときは、当該通知書は、公売代金等を保管する税關の歳入歳出外現金出納官吏あて送達するものとする。</p> <p>なお、法第9条の3第1項第1号((納付される郵便物の関税))に掲げる関税については、後記77 - 4 - 1 (国際郵便物課税通知書の送付)の国際郵便物課税通知書が賦課決定通知書とみなされることになっている（法第77条第4項）。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（過誤納金の意義）</p> <p>13-1 法第13条第1項にいう過納金とは、納税申告又は更正等に基づいて納付された税額につき、後になって減額更正、再賦課決定（減額）又は賦課決定の取消し等が行われた場合における納付税額のうち、正当税額を上回る部分に相当する納付金をいい、同項の誤納金とは、納税申告又は更正等により確定した納付すべき税額を超えて納付があつた場合のその超える額に相当する納付金及び税額の確定前に納付された納付金をいう。</p> <p>（例）（省略）</p>	<p>（過誤納金の意義）</p> <p>13-1 法第13条第1項（過誤納金の還付）にいう過納金とは、誤つて過大に行われた納税申告又は更正等に基づいて納付された税額につき、後になつて減額更正、再賦課決定（減額）又は賦課決定の取消し等が行われた場合における納付税額のうち、正当税額を上回る部分に相当する納付金をいい、同項の誤納金とは、納税申告又は更正等により確定した納付すべき税額を超えて納付があつた場合のその超える額に相当する納付金及び税額の確定前に納付された納付金をいう。</p> <p>（例）（同左）</p>
<p>第4章 保税地域</p> <p>第1節 総 則</p> <p>（保税地域における事務処理手続）</p> <p>34の2-1 保税地域における事務処理手続は、次により行うよう指導するものとする。</p> <p>輸入貨物（積戻しに係る貨物を含む。）に係る事務処理手続</p> <p>輸入貨物に係る事務処理手続は、次により行う。</p> <p>イ 搬入手続</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（ロ）外国貨物の搬入が終了したときは、倉主等に、その貨物に係る船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写し若しくは送り状（後記63-24又は63の9-2の送り状をいう。以下この項において同じ。）写しにその写しを添え一定期間（1週間程度）分を取りまとめて、保税担当部門に提出することを求めるものとする。この場合、倉主等に、その提出書類に当該貨物の保税地域への到着の年月日、搬入の開始及び終了の年月日を記載するとともに、当該貨物に数量の過不足又は損傷があったときはその内容を注記することを求めるものとする。</p> <p>（ハ）倉主等が、搬入された外国貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしようとする。</p>	<p>第4章 保税地域</p> <p>第1節 総 則</p> <p>（保税地域における事務処理手続）</p> <p>34の2-1 保税地域における事務処理手続は、次により行うよう指導するものとする。</p> <p>輸入貨物（積戻しに係る貨物を含む。）に係る事務処理手続</p> <p>輸入貨物に係る事務処理手続は、次により行う。</p> <p>イ 搬入手続</p> <p>（1）（同左）</p> <p>（ロ）外国貨物の搬入が終了したときは、倉主等に、その貨物に係る船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写しにその写しを添え一定期間（1週間程度）分を取りまとめて、保税取締部門に提出することを求めるものとする。この場合、倉主等に、その提出書類に当該貨物の保税地域への到着の年月日、搬入の開始及び終了の年月日を記載するとともに、当該貨物に数量の過不足又は損傷があったときはその内容を注記することを求めるものとする。</p> <p>（ハ）倉主等が、搬入された外国貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を保税取締部門に連絡するようしようとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書若しくは送り状写しに記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準ずる異常 (省略)</p> <p>□ 搬出手続</p> <p>(1) 保税地域から貨物を搬出しようとする場合において、当該搬出について、法の規定により許可、承認又は届出を必要とするときは、当該貨物を搬出しようとする貨主又はこれに代わる者は、当該許可書、承認書又は届出書をあらかじめ倉主等に提示する。</p> <p>(ロ) 倉主等が、上記(1)に規定する書類の提示を受けたときは、提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、提示された書類に認印を押なつし、自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしょうようする。</p> <p>輸出貨物に係る事務処理手続</p> <p>輸出貨物に係る事務処理手続は、次により行う。</p> <p>イ 搬入手続</p> <p>外国貨物又は輸出しようとする貨物が保税地域に搬入されるときは、倉主等に、自己の責任において、その貨物と搬入関係伝票とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、倉主等が、搬入された貨物について麻薬等法第69条の2第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物であると確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしょうようする。</p> <p>ロ 搬出手続</p> <p>(1) 保税地域から輸出の許可を受けた貨物を搬出しようとする場合、当該貨物の貨主又はこれに代わる者は、当該搬出しようとする貨物に係る輸出許可書又は送り状をあらかじめ倉主等に提示する。</p> <p>(ロ) 倉主等が、上記(1)に規定する輸出許可書等の提示を受けたときは、提示された輸出許可書等と当該搬出しようとする貨物とを対査し</p>	<p>船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写しに記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準ずる異常 (同左)</p> <p>□ 搬出手続</p> <p>(1) 保税地域から貨物を搬出しようとする場合において、当該搬出について、法の規定により許可又は承認を必要とするときは、当該貨物を搬出しようとする貨主又はこれに代わる者は、当該許可書又は承認書をあらかじめ倉主等に提示する。</p> <p>(ロ) 倉主等が、上記(1)に規定する書類の提示を受けたときは、提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、提示された書類に認印を押なつし、自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保税取締部門に連絡するようしょうようする。</p> <p>輸出貨物に係る事務処理手続</p> <p>輸出貨物に係る事務処理手続は、次により行う。</p> <p>イ 搬入手続</p> <p>外国貨物又は輸出しようとする貨物が保税地域に搬入されるときは、倉主等に、自己の責任において、その貨物と搬入関係伝票とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、倉主等が、搬入された貨物について麻薬等法第69条の2第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物であると確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を保税取締部門に連絡するようしょうようする。</p> <p>ロ 搬出手続</p> <p>(1) 保税地域から輸出の許可を受けた貨物を搬出しようとする場合、当該貨物の貨主又はこれに代わる者は、当該搬出しようとする貨物に係る輸出許可書をあらかじめ倉主等に提示する。</p> <p>(ロ) 倉主等が、上記(1)に規定する輸出許可書の提示を受けたときは、提示された輸出許可書と当該搬出しようとする貨物とを対査し</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された輸出許可書等の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された輸出許可書等と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしようとする。</p> <p>搬出入事績に係る報告等</p> <p>搬出入事績に係る報告等は、次による。</p> <p>イ 保税地域から搬出された貨物に係る上記 の口(1)及び の口(1)に規定する許可書、承認書又は届出書若しくはこれらの書類の写しについては、原則として6月間（保税工場にあっては1年間）当該保税地域の倉主等に保存することを求めるものとする。ただし、保税地域の検査を担当する部門（以下「保税検査部門」という。）による保税地域の検査を受けたものについては、6月前であっても保存を要しない。</p> <p>□ （省略）</p> <p>（省略）</p>	<p>て、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された輸出許可書の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された輸出許可書と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保税取締部門に連絡するようしようとする。</p> <p>搬出入事績に係る報告等</p> <p>搬出入事績に係る報告等は、次による。</p> <p>イ 保税地域から搬出された貨物に係る上記 の口(1)及び の口(1)に規定する許可書又は承認書若しくはこれらの書類の写しについては、原則として6月間（保税工場にあっては1年間）当該保税地域の倉主等に保存することを求めるものとする。ただし、保税地域の検査を担当する部門（以下「保税検査部門」という。）による保税地域の検査を受けたものについては、6月前であっても保存を要しない。</p> <p>□ （同左）</p> <p>（同左）</p>
第5章 運送	第5章 運送
（郵便物の保税運送の届出手続等）	（新設）
<p>63の9-1 郵便物（法第30条第1項第3号の特定郵便物を除く。以下この項及び63の9-2において同じ。）の保税運送の届出手続等については、次による。</p> <p>— 郵便物の保税運送の届出を行おうとする者は、「郵便物保税運送届出書」（C-4015）3通を発送地又は到着地所轄税関官署の保税担当部門に提出する。この場合において、当該届出者は、届出日から1年以内に発送する郵便物の運送について一括して届け出ることができる。</p> <p>— 郵便物の保税運送の届出は、発送地の保税地域若しくは岸壁又は到着地の保税地域が異なるごとに行うものとする。</p> <p>— 発送地又は到着地所轄税関官署は、郵便物保税運送届出書の受理に際し、その1通を保管し、1通に受理印を押なつの上、届出受理書として届出者に手交し、他の1通を到着地又は発送地所轄税関官署に送付するものとする。</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>郵便物運送者（郵便物の保税運送の届出を行った者をいう。後記63の9-2において同じ。）は、最初の運送の際に、届出受理書の写しを発送地及び到着地の倉主等に引き渡す。</p> <p>継続して郵便物の保税運送の届出を行おうとする場合は、当初の届出の有効期間の満了日が到来する前に前記の手続により届け出るものとする。</p> <p>外国貿易船から直接運送される貨物については、上記及びに規定する発送地の倉主等に対する手続は、適用しない。</p> <p>（郵便物を保税運送する際の手続等）</p> <p>63の9-2 前記63の9-1のにより届出が受理された郵便物を運送する際の手続等については、次による。</p> <p>郵便物運送者は、郵便物の運送を行う際に、当該郵便物の送り状（原則として、万国郵便条約に基づき、差出国が閉袋送達に関する情報を記載し、当該閉袋に添付することが必要とされている書類（通常郵便物に関する施行規則第186条第3項の規定により記入された引渡明細表CN37,CN38又はCN41等）を使用し、必要に応じ、貨物の品名、記号及び番号、個数、数量、申告価格等を追記する。）4部を発送地の倉主等に提示し、運送貨物についての確認印を受けるものとする。</p> <p>また、送り状の右上余白部に郵便物の保税運送の届出を行った郵便物である旨並びに受理番号及び運送に係る一連番号を記載するものとする。</p> <p>なお、下記に掲げる場合には、申告価格その他必要がないと認める事項につきその記載の省略を認めて差し支えないものとする。</p> <p>イ 同一市町村内の運送</p> <p>ロ コンテナ詰貨物その他税関長が取締り上支障がないと認めた貨物の運送</p> <p>郵便物運送者は、上記の確認印を受けた送り状のうち1部は当該発送地の倉主等に引き渡すものとし、当該倉主等は当該送り状を保管することにより搬出の記帳として差し支えないものとする。</p> <p>郵便物運送者は、郵便物が運送先に到着したときは、前記により発送地の倉主等の確認を受けた送り状（3部）を到着地の倉主等に提示し、郵便物の到着についての確認印を受けるものとする。</p> <p>郵便物運送者は、上記の確認印を受けた送り状（3部）のうち2部</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>を当該到着地の倉主等に引き渡すものとし、他の1部については1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに発送地所轄税関官署の保税担当部門に提出するものとする。</u></p> <p><u>また、到着地の倉主等は郵便物運送者から引き渡された送り状（2部）のうち1部を保管することにより搬入の記帳として差し支えないものとし、他の1部については当該倉主等が1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに到着地所轄税関官署の保税担当部門に提出するものとする。</u></p> <p>— <u>外国貿易船から直接運送される郵便物については、上記からまでに規定する発送地の倉主等に対する手続は、適用しない。</u></p> <p>— <u>郵便物運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等のすべてが送り状を保存している場合であって、税関長が取締上支障がないと認めたものについては、上記からまでの規定にかかわらず、1月分の送り状を保存することにより、税関への送り状の提出を省略することができるものとする。この場合にあっては、郵便物運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等は、税関職員の求めに応じ、運送実績を隨時提示することができるよう措置するものとする。</u></p> <p>— <u>郵便物運送者は、運送貨物に関し、発送前、運送途中、到着時等において破損その他の事故又は異常を発見したときは、直ちに発送地所轄税関官署又は貨物の所在地所轄税関官署の保税担当部門に報告するものとする。</u></p> <p>— <u>税関からあらかじめ通知のあった貨物については、発送地の倉主等又は郵便物運送者は、発送前に発送地所轄税関官署の保税担当部門に通報するものとする。この場合の運送貨物の発送は、前記63-8の規定に準じ取り扱うとともに送り状には必要な事項を記載することを求めるものとする。</u></p> <p><u>また、到着地の倉主等は、当該貨物が到着したときは直ちに到着地所轄税関官署の保税担当部門に通報するものとする。</u></p> <p>第6章 通關</p> <p>第1節 一般輸出通關</p> <p>(輸出貨物の検査)</p>	<p>第6章 通關</p> <p>第1節 一般輸出通關</p> <p>(輸出貨物の検査)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
67-1-7 輸出貨物の検査については、次による。 輸出貨物の現品検査は、輸出申告者、貨主、仕向地等を総合的に判断し、関税又は内国消費税の戻し税、輸出免税等の取扱いを受ける貨物、その他貨物の種類、性質等にかんがみ、特に検査を要すると認められる貨物に重点を置いて実施する。 輸出貨物についての法第67条の規定による検査は、原則として統括監視官（検査担当の統括監視官をいう。以下この章において同じ。）が行うものとし、当該検査のうち、輸出申告についての適正な審査を行うための貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等を確認するための検査のことをいう。）は、原則として統括審査官が行うものとする。 輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。 イ 現場検査は、次に掲げる貨物について現に置かれている場所において行うものとする。 (1) 巨大重量貨物 (2) 火薬、劇薬、その他の危険貨物 (3) 腐敗し、又は損傷した貨物若しくはそれらのおそれのある貨物又はばら積貨物で検査場への搬入が不適当なもの (4) 指定個数が多い貨物、品名詐称のおそれのある貨物 (5) 以上に掲げるもののほか、その性質形状からみて検査場への搬入が困難又は不適当と認められる貨物 ロ 本船検査は、後記67の2-1-1の規定により本船扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則として本船上において行う。 ハ ふ中検査は、後記67の2-1-1の規定によりふ中扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は原則としてふ中において行う。ただし、税関が特に必要があると認めた場合には、その指定する個数の貨物を陸揚げして行う。 ニ 検査場検査は、上記イからハまでに掲げる貨物以外の貨物について、それを検査場に搬入させて行うものとする。ただし、見本確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物等についての適正な審査を行うための見本検査のことをいう。）の方法によ	67-1-7 輸出貨物の検査については、次による。 輸出貨物の現品検査は、輸出申告者、貨主、仕向地等を総合的に判断し、関税又は内国消費税の戻し税、輸出免税等の取扱いを受ける貨物、その他貨物の種類、性質等にかんがみ、特に検査を要すると認められる貨物に重点を置いて実施する。 輸出貨物についての法第67条の規定による検査は、原則として統括監視官（検査担当の統括監視官をいう。以下この章において同じ。）が行うものとし、当該検査のうち、輸出申告についての適正な審査を行うための貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等のための貨物の確認であつて、従来、統括審査官が行つていた貨物の検査のことをいう。）は、原則として統括審査官が行うものとする。 輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。 イ（同左） ロ 本船検査は、後記67の2-1-1（輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い）の規定により本船扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則として本船上において行う。 ハ（同左） ニ 検査場検査は、上記イからハまでに掲げる貨物以外の貨物について、それを検査場に搬入させて行うものとする。ただし、見本確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行つていた貨物の見

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る場合には、検査場に代えて検査場以外の税関庁舎に搬入させて行つても差し支えない。</p> <p>木 委任検査は、貨物の蔵置場所等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保税取締部門の職員に委任して行う。この場合、統括審査官（統括審査官が置かれていなければ、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下この章において「統括審査官等」という。）と保税取締部門の職員との間の書類の送達は施封して行う。</p> <p>次の(1)又は(Ⅱ)に掲げる場合に該当するときは、便宜、輸出申告の前に検査を行うことができるものとする（以下この項においてこの検査を「事前検査」という。）。</p> <p>また、事前検査を行った貨物について輸出申告が行われた場合には、その申告に係る貨物の検査は、輸出者等を勘案し、必要に応じ行うものとする。</p> <p>(1) 再包装が困難な貨物等（例えば、プラント貨物、美術品等）で仕入書、包装明細書、サーベイヤリスト等により検査が可能と認められる場合</p> <p>(Ⅱ) コンテナー扱い（後記 67-1-20 に規定するコンテナー扱いをいう。）が認められた貨物について、輸出申告の予備申告書（「予備審査制について」（平成12年3月31日蔵関第251号）に基づく予備申告書をいう。）が税関に提出され、当該貨物を税関が指定する検査場に搬入できる場合</p> <p>輸出検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全部検査の3種類とし、現品検査に<u>当たっては</u>、当該検査の目的に応じ見本確認又は一部検査の方法による。</p> <p>見本確認は、現品検査に際し数量確認を行う必要がない等の場合に、当該申告に係る貨物の一部又はその同一の控貨物を見本として税関に搬入させて行う。</p> <p>なお、見本を当該申告に係る貨物の一部から採取し、分析等のため返却できなくなつた場合は、必ず同一貨物により補充させるものとする。</p> <p>一部指定検査を行う場合、貨物の現品検査個数は、1申告の総個数の1%（その数が5個を超える場合は5個）とするが、検査鑑定上必要と認める場合には、適宜その数を増加して差し支えない。</p> <p>輸出貨物の現品検査に際しては、必ず輸出者又はその代理人若しくは</p>	<p>本検査のことをいう。）の方法による場合には、検査場に代えて検査場以外の税関庁舎に搬入させて行つても差し支えない。</p> <p>木（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>輸出検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全部検査の3種類とし、現品検査に<u>当たつては</u>、当該検査の目的に応じ見本確認又は一部検査の方法による。</p> <p>見本確認は、現品検査に際し数量確認を行う必要がない等の場合に、当該申告に係る貨物の一部又はその同一の控貨物を見本として税関に搬入させて行う。</p> <p>なお、見本を当該申告に係る貨物の一部から採取し、分析等のため返却できなくなつた場合は、必ず同一貨物により補充させるものとする。</p> <p>一部指定検査を行う場合、貨物の現品検査個数は、1申告の総個数の1%（その数が5個を超える場合は5個）とするが、検査鑑定上必要と認める場合には、適宜その数を増加して差し支えない。</p> <p>輸出貨物の現品検査に際しては、必ず輸出者又はその代理人若しくは</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>これらの者に代わる者（郵便物の場合は、<u>令第 66 条の 2 第 3 項の規定に基づく郵便事業株式会社の立会職員を含む。</u>以下「検査立会人」という。）を立ち会わせるものとする。</p> <p>第 2 節 特殊輸出通関</p> <p>（輸出郵便物の<u>通関手続</u>）</p> <p>76 - 2 - 1 輸出又は積戻しされる郵便物の<u>通關手續</u>については、次による。</p> <p>輸出される郵便物について、法第 76 条第 3 項の規定による<u>提示</u>を受けたときは、<u>令第 66 条の 2 第 1 項の規定により郵便事業株式会社の職員の立会いを受けて検査をする。</u></p> <p>1 件当たりの価格が 20 万円を超えると思料される郵便物については、<u>郵便事業株式会社から当該郵便物の差出人に対し通關に必要な手続について連絡することとなっているので、検査の結果、価格が 20 万円を超えると思料するものがあった場合には、同社に対し、通關に必要な手続について差出人に連絡するよう要請する。</u></p> <p>その他の郵便物については、<u>他法令による許可、承認等の確認を要する等、税關手續上問題があると判断されたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録する。ただし、次の<u>に規定する事前検査を受けたことを証する「封かんテープ」（C - 5110）で封かんされている郵便物については、その封かんの異常の有無を検査するにとどめ、原則として開封検査を省略する。</u></u></p> <p>輸出される郵便物は、これを郵便事業株式会社支店又は郵便局（郵便局株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 2 条第 2 項に規定する郵便局をいう。以下同じ。）（以下この節において「郵便支店等」という。）に差し出す前に最寄りの税關官署に提示して、事前検査を受けることができる。</p> <p>なお、<u>法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手續が適用される郵便物のうち、税關の輸出証明を必要とし、その他税關手續を要する郵便物については、郵便支店等に差し出す前に税關外郵出張所又は最寄りの税關官署に提示し、必要な税關手續を事前に行うこと</u>を求めるものとする。</p> <p>外国から本邦に到着した郵便物（法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易</p>	<p>これらの者に代わる者（以下「検査立会人」という。）を立ち会わせるものとする。</p> <p>第 2 節 特殊輸出通關</p> <p>（輸出郵便物の<u>検査</u>）</p> <p>76 - 2 - 1 輸出又は積戻しされる郵便物の<u>検査</u>については、次による。</p> <p>輸出される郵便物について、法第 76 条第 3 項の規定による<u>通知</u>を受けたときは、<u>令第 66 条第 1 項の規定により郵便事業株式会社の職員の立会いを受けて検査をする。</u></p> <p>検査の結果、<u>他法令による許可、承認等の確認を要する等、税關手續上問題があると判断されたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録する。ただし、次の<u>に規定する事前検査を受けたことを証する「封かんテープ」（C - 5110）で封かんされている郵便物については、その封かんの異常の有無を検査するにとどめ、原則として開封検査を省略する。</u></u></p> <p>輸出される郵便物は、これを郵便事業株式会社支店又は郵便局（郵便局株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 2 条第 2 項に規定する郵便局をいう。以下同じ。）（以下この節において「郵便支店等」という。）に差し出す前に最寄りの税關官署に提示して、事前検査を受けることができる。</p> <p>なお、<u>税關の輸出証明を必要とし、その他税關手續を要する郵便物については、郵便支店等に差し出す前に税關外郵出張所又は最寄りの税關官署に提示し、必要な税關手續を事前に行うよう指導する。</u></p> <p>外国から本邦に到着した郵便物を受取人に交付する前に外国に積戻し</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>手続が適用されるものに限る。)を受取人に交付する前に外国に積み戻すことになった場合においては、その郵便物の税関検査を省略して差し支えない。</p>	<p>することになった場合においては、その郵便物の税関検査を省略して差し支えない。</p>
<p>死滅し、又は変敗しやすい生物学上の材料を包有する郵便物については、国際郵便約款第102条((生物学上の材料))の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号))による検査を要する物品の場合)を受けなければならないことになっているので、<u>上記</u>による事前検査を受けさせることとし、国際郵便約款第102条(注1)の規定による郵便事業株式会社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があったときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書(家畜伝染病予防法による検査を要する物品の場合)を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。</p>	<p>死滅し、又は変敗しやすい生物学上の材料を包有する郵便物については、国際郵便約款第102条((生物学上の材料))の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号))による検査を要する物品の場合)を受けなければならないことになっているので、<u>上記</u>による事前検査を受けさせることとし、国際郵便約款第102条(注1)の規定による郵便事業株式会社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があったときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書(家畜伝染病予防法による検査を要する物品の場合)を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。</p>
<p>放射性物質を包有する郵便物については、国際郵便約款第101条((放射性物質))の規定により税関の検査を受けなければならないことになっているので、<u>上記</u>による事前検査を受けさせることとする。</p>	<p>放射性物質を包有する郵便物については、国際郵便約款第101条((放射性物質))の規定により税関の検査を受けなければならないことになっているので、<u>上記</u>による事前検査を受けさせることとする。</p>
<p>なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。</p>	<p>なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。</p>
<p>イ 輸出者の確認は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第9条((許可証))の規定により、文部科学大臣が当該輸出者に対し発給した許可証又はその写しにより行う。</p>	<p>イ 及びロ (同左)</p>
<p>ロ 放射性物質を包有する郵便物の確認は、万国郵便条約の施行規則(平成7年郵政省告示第643号)第2402条((放射性物質の郵便物の引受条件及び表示))第2項の規定により、差出人が貼付した「Matières radioactives. Quantités admises au transport par la poste. (放射性物質。郵送許容量)」の記載の確認により行う。</p>	
<p>法第76条第5項の通知は、郵便事業株式会社の立会職員に対して口頭で行うこととして差し支えない。</p>	
<p>(郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合等の取扱い) 76-2-2 郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合等の取扱いは、次</p>	<p>(郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合の取扱い) 76-2-2 郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合の取扱いは、次に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
による。 郵便路線を利用して外国貨物を積み戻そうとする場合には <u>通関支店まで保税運送を行うこと</u> とし、その手続は、「 <u>外国貨物運送申告書（目録兼用）</u> 」（C-4000）を、当該貨物を蔵置している保税地域を所轄する税関官署に提出することとする。 <u>この場合において、運送先となる保税地域（通関支店）が不明な場合は、便宜、運送先欄を「郵便事業株式会社通関支店」と記入することとして差し支えない。</u> <u>なお、当該積み戻そうとする貨物の価格の合計が20万円を超える場合又は外国為替及び外国貿易法第48条第1項((輸出の許可等))の規定による許可を要するものであると思料される場合は、積戻しの申告が必要になることから、当該貨物を蔵置している保税地域を所轄する税関官署に對して前記75-1-1の積戻しの申告を行うことを求める。</u>	による。 郵便路線を利用して外国貨物を積み戻そうとする場合には、「 <u>外国貨物運送申告書（目録兼用）</u> 」（C-4000）の標題に「 <u>他所蔵置許可申請書</u> 」を追記し、備考欄に「 <u>他所蔵置（保税運送先）郵便事業株式会社支店（又は○○○郵便局）</u> 」と記入したものを、当該貨物を蔵置している保税地域（他所蔵置場所を含む。）を所轄する税關に提出せよ。
<u>上記による外国貨物運送申告書を受理した税關は、当該貨物の引受けをした郵便支店等が発行した小包郵便受領書等を差出人から税關に提出することを求め、便宜、これにより到着を確認したものとして取扱って差し支えない。</u>	<u>上記により外国貨物運送申告書を受理した税關は、保税運送の承認の際に当該貨物を差し出す郵便支店等を他所蔵置場所として併せて許可する。</u>
<u>外国貨物を蔵置する保税地域を所轄する税關官署において輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）の許可を受け、郵便路線を利用して当該貨物を輸出しようとする場合における通關支店までの保税運送の手續等については、前記63-16のからまで及び上記の規定に準ずる。</u>	<u>上記により保税運送を承認した税關は、当該貨物の引受けをした郵便支店等が発行した小包郵便受領書を差出人から提出させ、便宜、これにより到着を確認する。</u>
<u>この場合、当該貨物は通關支店において法第76条第3項の規定による提示を要しないこととなるが、通關支店において無用に滞留することのないよう、例えば、当該貨物の外装等に、輸出許可済の旨、輸出申告を行った税關官署名及び許可番号を表示する等、輸出許可済みであることが容易に判るよう表示をすることを求め、確認印を押なつする。</u>	
(輸出郵便物の事前検査の取扱い) 76-2-3 外郵出張所及び外郵出張所以外の税關官署における輸出郵便物（法第76条第1項に基づく簡易手續が適用されるものに限る。後記76-2	(輸出郵便物の事前検査の取扱い) 76-2-3 外郵出張所及び外郵出張所以外の税關官署における輸出郵便物についての事前検査の取扱いは、次による。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>- 5及び 76 - 2 - 6において同じ。)についての事前検査の取扱いは、次による。</p>	
<p>輸出郵便物の事前検査を行ったときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録し、事前検査を終了した郵便物は、封かんテープにより封印した上、「事前検査済印」(C-5120)を押なつしてこれを差出人に返付する。ただし、外郵出張所において事前検査を行った場合で、その検査場所と郵便支店等の差出窓口とが接近している等取締上支障がないときには、事前検査済印の押なつのみで差し支えない。</p>	<p>及び (同左)</p>
<p>事前検査に係る輸出郵便物が定率法又は内国消費税法の規定による減免戻税又は還付の適用を受けられるもの、他の法令の規定による許可、承認等を要するもの、その他輸出に関する証明の添付を要するものである場合には、それにつき必要とされる書類の提出を求めて、検査を行う。この場合において関税若しくは内国消費税の減免戻税若しくは還付に係る郵便物の輸出の確認又は輸出証明書の交付は、郵便支店等の受領証又は郵便支店等の受領印の押なつされた輸出郵便物受理明細証の提出をまって行うが、上記 のただし書の場合においては、事前検査と同時に確認又は交付を行い、郵便支店等の受領証の提出を省略することができる。</p>	
<p><u>(簡易手続が適用されない輸出郵便物について事前検査を行った場合の暫定的取扱い)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>76 - 2 - 4 法第76条第1項に基づく簡易手続が適用されない郵便物について事前検査を行った場合において、輸出者自身が事前検査を行った税関官署に対して輸出申告を行うことを希望する場合は、前記67の2-1-2にかかわらず、当分の間、令第59条の4第1項第4号を適用し、当該輸出申告を受理して差し支えない。</p>	
<p>この場合における通関手続の取扱いについては、次による。</p>	
<p>— 令第59条の4第2項に規定する手続は、前記67の2-1-3に規定する「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書」の提出に代え、輸出申告書の表題に「兼搬入前申告扱い承認申請書」と付記することで、承認申請があつたものとして取扱うものとする。</p>	
<p>— 輸出許可書の交付は、郵便支店等の受領証又は郵便支店等の受領印の押なつされた輸出郵便物受理明細書の提出をまって行うものとする。</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、輸出申告に併せて行う定率法又は内国消費税法の規定による減免税又は還付の申請書等は、輸出申告時に受理して差し支えないが、これらの手続により輸出者に交付する書類については、輸出許可書に併せて交付するものとする。</p> <p>保税運送の手続は、前記76-2-2のに準じて行うこととする。</p> <p>なお、輸出を条件に關税若しくは内国消費税の減免税又は還付を受けようとする郵便物に係る輸出の事実の確認は、前記67-1-19に規定する処理に代えて、前記76-2-3のによるものとする。</p>	
<p>(許可、承認等を要する郵便物についての通知等)</p> <p>76-2-5 税關において輸出郵便物の検査を行つた結果、その輸出について他の法令による許可、承認の取得、その他特別の手続が必要であると認めたときは、「輸出郵便物の通関手続について」(C-5080)2通を作成し、うち1通を差出人あてに送付して所要の手続を行わせるものとする。</p>	<p>(許可、承認等を要する郵便物についての通知等)</p> <p>76-2-4 税關において輸出郵便物の検査を行つた結果、その輸出について他の法令による許可、承認の取得、その他特別の手続が必要であると認めたときは、「輸出郵便物の通關手續について」(C-5080)2通を作成し、うち1通を差出人あてに送付して所要の手続を行わせるものとする。</p>
<p>(郵便物についての許可、承認等の確認)</p> <p>76-2-6 輸出郵便物についての輸出貿易管理令及びその他の法令による許可、承認等の確認は、前記76-2-5の規定により差出人から提出される輸出許可証等により行う。</p>	<p>(郵便物についての許可、承認等の確認)</p> <p>76-2-5 輸出郵便物についての輸出貿易管理令及びその他の法令による許可、承認等の確認は、前記76-2-4の規定により差出人から提出される輸出許可証等により行う。</p>
<p>(取戻し又はあて名変更請求にかかる郵便物の税關長への通知等)</p> <p>78の2-2-1 法第78条の2第1項に基づく税關長への通知は、取戻請求等通知書(C-5140)1通を当該郵便物の輸出通關を行つた税關官署に提出することにより行うものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(郵便物に係る輸出の許可の取消し)</p> <p>78の2-2-2 法第78条の2第1項の通知を受けた税關官署においては、当該通知に係る郵便物が保税地域に搬入されたことを確認したうえで、当該通知の対象となった郵便物に係る輸出の許可の取消を行ふこととする。この場合における同条第3項に基づく通知は、「郵便物の輸出(入)許可取消通知書」(C-5141)2通(原本、通知用)を作成し、うち1通を差出人に送達することにより行う。</p> <p>なお、当該郵便物が差出人に返送されるものである場合は、郵便物の輸</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>出許可取消通知書を返送される郵便物に添付することによって差出人への送達を行って差し支えない。</u></p> <p>第4節 特殊輸入通関</p> <p>（関税率表等の分類の特例扱い）</p> <p>67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO協定の譲許表（前記3-2の）に規定する日本国譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、特例申告貨物及び定率法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>1 輸入申告に係る貨物につき、1品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分のいずれも同一である貨物を一つの物品として取りまとめたものをいう。以下この項において同じ。）の課税価格（従量税率適用品目の場合には、定率法第4条の規定に準じて算出した価格。以下この項において同じ。）が20万円以下となる品目（減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税（消費税を除く。）課税物品を除く。以下この項において「少額品目」という。）が2以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の1欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分（関税率表の適用上の所属区分をいう。以下この項において同じ。）に分類して申告して差し支えない。</p> <p>イ 2以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。）を申告書の1欄に取りまとめ、これらの品目のうち適用される関税率が最も高い品目（2以上あるときは、これらのうち課税価格の最も高い品目）の属する所属区分に分類する方法</p> <p>ロ 2以上の少額品目のうち、同一の関税率が適用される品目を申告書の1欄に取りまとめ、各欄ごとにそれぞれ課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法</p>	<p>（関税率表等の分類の特例扱い）</p> <p>67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO協定の譲許表（前記3-2の）に規定する日本国譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、特例申告貨物及び定率法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>（同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ハ 2以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の50%を超える場合には、少額品目のすべてを、当該50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、最も課税価格の高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p>ただし、消費税非課税の物品については当該物品のみをまとめて分類することとする。</p> <p>郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。のハの(1)において同じ。）については、の口に準じて分類して差し支えない。</p> <p>この取扱いの実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>イ 適用税率は実行税率とすること</p> <p>ロ のイの分類方法による場合には、従価税率、従量税率等税率の種別が異なる品目ごとに適用し、従量税率適用品目については関税率の数量単位の異なる品目ごとに適用すること。</p> <p>ハ 申告書の記載は次によること。</p> <p>(イ) 品名欄には、代表的な品目の品名に「等」を付して記載すること。</p> <p>なお、郵便物については、課税通知書記載品名と内容物との不一致により納税者の誤解を招くことのないよう留意すること。</p> <p>(ロ) 統計品目番号の欄には、×印を記載すること。</p> <p>(ハ) 単位及び正味数量欄には、従量税率が適用される場合を除き、記載しないこと。</p> <p>二 他法令により許可又は承認を必要とする物品については、当該許可又は承認を確認した上、適用すること。</p> <p>（「課税標準となるべき価格」の意義）</p> <p>76-4-1 法第76条第1項に規定する「課税標準となるべき価格」の意義については、前記4-5による。</p> <p>（輸入郵便物の通関手続）</p> <p>76-4-2 輸入される郵便物の通関手続については、次による。</p> <p>法第76条第3項の規定による提示を受けたときは、令第66条の2第</p>	<p>郵便物については、の口に準じて分類して差し支えない。</p> <p>（同左）</p>
	（新設）
	（新設）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>1項の規定により郵便事業株式会社の職員の立会いを受けて検査をする。</u></p> <p>— <u>1件当たりの課税価格が20万円を超えると思料される郵便物については、郵便事業株式会社から当該郵便物の名あて人に対し通関に必要な手続について連絡することとなっているので、検査の結果、課税価格が20万円を超えると思料するものがあった場合には、郵便事業株式会社に対し、通関に必要な手続について名あて人に連絡するよう要請する。</u></p> <p>— <u>法第76条第5項の通知は、郵便事業株式会社の立会職員に対して口頭で行うこととして差し支えない。</u></p>	
<p><u>(申告を行う旨の申出)</u></p> <p>76-4-3 令第66条の3による申告を行う旨の申出は、法第76条第3項に基づく提示があった後においても行うことができるので留意する。当該申出があった場合において、当該申出に係る郵便物について国際郵便物課税通知書が発行されている場合は、郵便事業株式会社に対して、速やかに当該通知書及び納付書を還付することを求める。</p> <p>なお、名あて人に配達中の郵便物については、法第67条の2第1項の規定により、当該郵便物を保税地域に入れた後でなければ輸入申告を行うことができないので留意する。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(直課税扱いをしない輸入郵便物の処理方法)</u></p> <p>76-4-4 輸入郵便物の検査の結果、その包有品が次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合には、その郵便物の名あて人に対して「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」(C-5081)（いわゆる到着通知書）を発送し、関係書類の提出を<u>まって</u>、税額の決定その他の処理を行う。</p> <p>ただし、前記76-4-2のにより郵便事業株式会社から名あて人に対して通関に必要な手続を連絡することとなる場合は、下記口又はハに該当する場合であっても、到着通知書の発送を要しないので留意する。</p>	<p><u>(直課税扱いをしない輸入郵便物の処理方法)</u></p> <p>76-4-1 輸入郵便物の検査の結果、その包有品が次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合には、その郵便物の名あて人に対して「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」(C-5081)（いわゆる到着通知書）を発送し、関係書類の提出を<u>まって</u>、税額の決定その他の処理を行う。</p>
<p><u>イ 仕入書等の提出がなければ、課税価格又は税率の決定が困難と認められるもの</u></p>	<p><u>イ 1件当たりの課税価格が20万円を超える商品（ただし、税関告知書等の添付書類の記載内容から適正な課税価格及び税率を決定できる場合は直課税扱いとする。）</u></p> <p><u>口 1件当たりの課税価格が20万円以下とみられるが、仕入書等の提出がなければ、課税価格又は税率の決定が困難と認められるもの</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ 郵便物の品名、数量、名あて人等から判断して明らかに減免税と認められ、その減免税を適用するため関係書類の確認を要するもの（別送品を含む。）</p> <p>八 輸入貿易管理令及びその他の法令の規定による輸入の規制が適用されるもの</p> <p>　なお、当該郵便物が別送貨物である場合には、前記 67-4-10 の規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p>（関税等の軽減又は免除を受ける郵便物の取扱い）</p> <p>76-4-5 輸入郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。以下この項から後記76-4-7まで及び76-4-10から77-4-3までにおいて同じ。）が関税又は内国消費税等の軽減又は免除を受ける貨物を包有するものであり、その軽減又は免除について関係書類の確認を必要とするときは、その関係書類の提出をまって貨物の検査等を行い、関税又は内国消費税等の軽減又は免除を決定したうえ、その郵便物の保留を解除する。</p> <p>　なお、法第77条第1項及び第4項の規定に基づく国際郵便物課税通知書及び納付書（後記77-4-1を参照）が名あて人に送付された後に、名あて人から関税又は内国消費税等の軽減又は免除の申請があったときは、その軽減又は免除を認めるために必要とされる書類にさきに送付した国際郵便物課税通知書を添えて提出することを求め、必要に応じ郵便物との対査確認を行い、適法と認めたときはその旨を郵便事業株式会社に通知する。</p> <p>（外交官等あての郵便物の取扱い）</p> <p>76-4-6 定率法第16条第1項に規定する外国の外交官等にあてた輸入郵便物の検査については、前記67-4-8に準ずる。</p> <p>（輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い）</p> <p>76-4-7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。</p> <p>　輸入郵便物に包有されている一部の物品について、法第76条第4項において準用する法第70条の規定により他法令の規定による許可、承認等</p>	<p>八（同左）</p> <p>二 輸入貿易管理令及びその他の法令の規定による輸入の規制が適用されるもの</p> <p>　なお、当該郵便物が別送貨物である場合には、前記 67-4-10（旅具通関扱いをする貨物の輸入申告）の規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p>（関税等の軽減又は免除を受ける郵便物の取扱い）</p> <p>76-4-2 輸入郵便物が関税又は内国消費税等の軽減又は免除を受ける貨物を包有するものであり、その軽減又は免除について関係書類の確認を必要とするときは、その関係書類の提出をまって貨物の検査等を行い、関税又は内国消費税等の軽減又は免除を決定したうえ、その郵便物の保留を解除する。</p> <p>　なお、法第77条第1項及び第4項の規定に基づく国際郵便物課税通知書及び納付書（後記77-4-1を参照）が名あて人に送付された後に、名あて人から関税又は内国消費税等の軽減又は免除の申請があったときは、その軽減又は免除を認めるために必要とされる書類にさきに送付した国際郵便物課税通知書を添えて提出させ、必要に応じ郵便物との対査確認を行い、適法と認めたときはその旨を郵便事業株式会社に通知する。</p> <p>（外交官等あての郵便物の取扱い）</p> <p>76-4-3 定率法第16条第1項（外交官用貨物等の免税）に規定する外国の外交官等にあてた輸入郵便物の検査については、前記67-4-8（外交官貨物等の取扱い）に準ずる。</p> <p>（輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い）</p> <p>76-4-4 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。</p> <p>　輸入郵便物に包有されている一部の物品について、法第76条第4項（準用規定）において準用する法第70条（証明又は確認）の規定により</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の手続が必要である旨を通知した場合において、名あて人がその許可、承認等を得られないため、その物品は放棄して他の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、その許可、承認等を得られない物品が任意放棄を認め得るものであれば、前記 67-4-12 に準じてその物品の任意放棄を認め、他の物品の通関を認める。</p>	<p>他法令の規定による許可、承認等の手続が必要である旨を通知した場合において、名あて人がその許可、承認等を得られないため、その物品は放棄して他の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、その許可、承認等を得られない物品が任意放棄を認め得るものであれば、前記 67-4-12 (携帯品等の任意放棄の取扱い) に準じてその物品の任意放棄を認め、他の物品の通關を認める。</p>
<p>輸入郵便物が法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号に規定する公安又は風俗を害すべき物品に該当する物品又は同項第 8 号に規定する児童ポルノ（以下この項において「該当物品等」という。）とそれ以外の物品とを包有している場合において名あて人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄又は異議の申立てを行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通關を認める。</p>	<p>輸入郵便物が法第 69 条の 8 第 1 項第 3 号((輸入してはならない貨物))に規定する公安又は風俗を害すべき物品に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名あて人が該当物品以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、該当物品について任意放棄又は異議の申立てを行つた場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、該当物品以外の物品について通關を認める。</p>
<p>(生物学上の材料を包有する輸入郵便物の取扱い)</p>	<p>(生物学上の材料を包有する輸入郵便物の取扱い)</p>
<p>76-4-8 死滅し、又は腐敗しやすい生物学上の材料を包有する研究機関あての輸入郵便物について、検査が必要であると認めた場合の取扱いは、次による。</p> <p>名あて研究機関の所在地が、通關支店の所在地と同一の都道府県に属するとき（ただし、東京都内所在の研究機関については、郵便事業株式会社東京国際支店又は成田国際空港支店）においては、「輸入郵便物検査通知書」(C-5090) 2通（原本、通知用）を作成し、「通知用」により名あて研究機関に対し郵便物が到着した旨を通知し、その機関の関係職員の来庁を求めて、その立会いのもとに検査を実施する。</p>	<p>76-4-5 (同左)</p>
<p>上記 以外の場合には、次の要領により名あて研究機関内の施設又はその他の適当な検査場所を選定し、その場所において検査を実施して差し支えない。</p> <p>イ 郵便物は、検査未済のまま研究機関あてに配達を認めるものとし、この場合においては、郵便物の名あて面に「未検査、保税扱」と記載した符せんを貼付するとともに「輸入郵便物保税扱通知書」(C-5091) 3通（原本、通知用、郵便事業株式会社用）を作成し、1通（原本）を税關に保管し、他の2通を郵便物に添えて郵便事業株式会社に引き渡す。郵便事業株式会社は、1通（郵便事業株式会社用）を保存し、他の1通を名あて研究機関に送付する。</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ 研究機関に、法第30条第1項第2号の規定による他所蔵置の許可及び法第63条第1項の規定による保税運送の承認を受けさせ、その許可書及び承認書を郵便事業株式会社配達支店又は交付郵便局に提示させ、その郵便物を交付する。</p> <p>ハ 当該税関官署（又は当該税関官署から検査委任を受けた税関官署）は、名あて研究機関に連絡の上、検査を実施する。</p> <p>（放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い）</p> <p><u>76-4-9 放射性物質を包有する輸入郵便物について、郵便事業株式会社から法第76条第3項の規定による提示を受けた場合は、直ちに名あて人に對して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類（許可使用者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項）にあっては、同法第9条（許可証））に規定する許可証又はその写し、届出使用者（同法第3条の2第1項）又は販売業者（同法第4条第1項）にあっては、文部科学大臣に届け出たことを証する書類）、郵便物の外装容器に記載された「Matières radioactives. Quantites admises au transport par la poste.（放射性物質。郵送許容量）」の表示（万国郵便条約の施行規則（平成7年郵政省告示第643号）第2402条第2項）等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、内密検査は省略して差し支えない。</u></p> <p>（輸入郵便物からの検査試料の採取）</p> <p><u>76-4-10 輸入郵便物の包有物の一部を税関の検査試料として法第105条第1項第3号の規定により採取する場合の取扱いについては、次による。</u></p> <p>受領書（適宜の様式による。）と引換えに、郵便事業株式会社から検査試料として必要な数量の交付を受ける。</p> <p>税関は、「税関検査試料採取通知書」（C-5092）を3部（原本、通知用、郵便事業株式会社用）作成し、さきに郵便事業株式会社に交付した受領書と引換えに2部（通知用、郵便事業株式会社用）を郵便事業株式会社に交付する。この場合において、検査試料に残りがあるときは、当該残りを添付する。</p> <p>（輸入郵便物への通関済印の押なつ）</p> <p><u>76-4-11 輸入郵便物の検査をしたときは、国際郵便物課税通知書及び納</u></p>	
	<p>（放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い）</p> <p><u>76-4-6 放射性物質を包有する輸入郵便物について、郵便事業株式会社から法第76条第3項の規定による通知を受けた場合は、直ちに名あて人に對して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類（販売業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第4条第1項）又は許可使用者（同法第3条第1項）にあっては、同法第9条（許可証））に規定する許可証又はその写し、届出使用者（同法第3条の2第1項）にあっては、その使用について文部科学大臣に届け出たことを証する書類）、郵便物の外装容器に記載された「Matières radioactives. Quantites admises au transport par la poste.（放射性物質。郵送許容量）」の表示（万国郵便条約の施行規則（平成7年郵政省告示第643号）第2402条第2項）等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、内密検査は省略して差し支えない。</u></p> <p>（輸入郵便物からの検査試料の採取）</p> <p><u>76-4-7（同左）</u></p>
	<p>（輸入郵便物への通関済印の押なつ）</p> <p><u>76-4-8（同左）</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>付書を発給しないものに限り、通関済印（C-5130）を押なつする。</p> <p><u>（公売又は売却された郵便物の取扱い）</u></p> <p>76-4-12 法第76条第4項において準用する法第70条第3項の規定により名あて人に交付することができない郵便物について、差出人にその処分を照会した結果、郵便事業株式会社において、これを公売又は売却することとなつた場合（差出人が放棄した郵便物を公売又は売却をする場合を含む。）、当該郵便物は郵便路線を外れることになるので、当該郵便物を引き取る場合には、当該郵便物を取得する者において輸入申告を行う必要があるので、留意する。</p> <p><u>（削除）</u></p>	
	<p><u>（交付できない郵便物の関税等の徴収）</u></p> <p>76-4-9 法第76条第4項において準用する法第70条第3項の規定により名あて人に交付することができない郵便物について、差出人にその処分を照会した結果、郵便事業株式会社において、これを公売又は売却することとなつた場合（差出人が放棄した郵便物を公売又は売却をする場合を含む。）においては、その公売又は売却する郵便事業株式会社からその旨通知を受け、法第97条第3項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第8条第1項第3号（（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収））並びに地方税法第72条の100第1項（（貨物割の賦課徴収等））の規定により、当該郵便物を取得する者からその関税及び内国消費税等を直ちに徴収することになるので、留意する。</p> <p><u>（書籍等を包有する輸入郵便物の通関関係書類に係る事後一括提出の取扱い）</u></p> <p>76-4-10 次のに掲げる物品（以下この項において「書籍等」という。）を包有する輸入郵便物をに掲げる輸入者が輸入する場合には、及びの要領により一定期間分の当該郵便物の通関関係書類を、事後、一括して提出させることができるものとする。</p> <p>本取扱いの対象となる郵便物は、次に掲げる物品で無税品であるものとする。</p> <p>イ 印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（関税率表第49.01項）</p> <p>ロ 新聞、雑誌その他の定期刊行物（関税率表第49.02項）</p> <p>ハ 楽譜（関税率表第49.04項）</p> <p>ニ 地図、海図その他これらに類する図（関税率表第49.05項）</p> <p>ホ 設計図及び図案並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したもの（関税率表第49.06項）</p> <p>ヘ その他の印刷物（関税率表第49.11項）</p> <p>本取扱いの対象となる輸入者は、書籍等の輸入業者であって、あらかじめ、税關外郵出張所長から、本取扱いの適用につき、その承諾を得ている者（以下この項において「承諾を得ている者」という。）とする。</p> <p>輸入者から本取扱いの適用につき、その承諾を受けるための申出があ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>った場合には、次による。</p> <p>イ 本取扱いの適用につき、その承諾を受けるための申出は、「書籍等を包有する外国来郵便物に対する輸入通関関係書類の事後処理適用申出書」(C-5095) 2通を、原則として、輸入者の本社の所在地を管轄する税関外郵出張所長に対して提出することにより行わせる。</p> <p>ロ 本取扱いを適用して差し支えないと認めたときは、税関外郵出張所長は、上記イの書類に承諾する旨の文言及び有効期限（承諾の日から起算して1年以内とする。）を付して、そのうちの1通を輸入者に交付する。</p> <p>ハ 本取扱いの適用を承諾したときは、その旨を他の税関外郵出張所長に通知するものとする。</p> <p>本取扱いの適用を受けた書籍等に係る事後処理は、次により行わせる。</p> <p>イ 毎月その月中において輸入（郵便物の受取り）した書籍等につき、翌月15日までに、次に掲げる書類を、原則として、本取扱いの適用につきその承諾を受けた税関外郵出張所長に対して提出させる。</p> <p>なお、外国貿易等に関する統計基本通達21-2の（少額貨物の統計上除外）の規定に該当する書籍等に係る仕入書等については、輸入者において、適宜、整理させておくものとする。</p> <p>(1) 普通貿易統計上郵便物報告表（輸入）2部（うち1部を税関控えとする。）</p> <p>(ロ) 仕入書又はこれに代わる書類</p> <p>ロ 上記イの(1)に掲げる書類に記載する課税価格は、当該事後処理による最終の書籍等が輸入（受取り）された日において適用される外国為替相場（定率法基本通達4の7-1参照）により換算するものとする。</p> <p>ハ 年間契約により輸入される定期刊行物については、当該契約に係る定期刊行物の最終のものが輸入されたと認められる時点において、上記イの事後処理を行なわせて差し支えない。</p> <p>（交付前郵便物に係る関税等の徴収）</p> <p>76の2-4-1 交付前郵便物について法第76条の2第1項の承認を受けることなく滅却された場合又は同条第3項による届出を受けた場合は、当該郵便物に係る国際郵便物課税通知書を発行した税関官署において調査し、</p> <p>（新設）</p>

新旧对照表

【關稅法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日藏關第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>同条第1項本文の規定により当該郵便物の関税等を徴収することとなるときは、郵便事業株式会社に賦課決定通知書（前記8-1）及び納税告知書（前記9の3-1）を送達する。</u></p> <p><u>この場合において、その関税等が告知に係る納期限までに完納されない場合には、国税徴収の例により徴収する。</u></p> <p><u>（関税の徴収に係る用語の意義）</u></p> <p><u>76の2-4-2 法第76条の2第1項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」及び「滅却」の意義については、前記23-9と同様とする。</u></p> <p><u>（交付前郵便物の滅却の承認の申請）</u></p> <p><u>76の2-4-3 令第66条の4において準用する令第38条の規定による滅却の承認の申請は、「交付前郵便物滅却承認申請書」（C-5142）2通を提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付する。</u></p> <p><u>（交付前郵便物が亡失した場合の届出）</u></p> <p><u>76の2-4-4 令第66条の4において準用する令第38条の2の規定による届出は、交付前郵便物について法第76条第5項による通知を行った税関官署に「交付前郵便物亡失届」（C-5143）を1通提出させて行うものとする。</u></p> <p><u>また、当該交付前郵便物亡失届に警察署長、消防署長その他の公的機関が発行する災害等に関する証明書を添付した場合は、法第76条の2第1項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない事情」により当該郵便物が亡失したものとしてその事実を認定するものとする。</u></p> <p><u>（郵便物に係る資金徴収簿等の取扱い）</u></p> <p><u>77-4-2 輸入郵便物については、外郵事務電算処理システムにより作成する資金徴収簿用帳票をもって、整理資金規則第22条((資金徴収簿))に規定する資金徴収簿及び収納管理簿とし、合計徴収簿用帳票をもって、同条に規定する合計徴収簿とする。</u></p> <p><u>なお、資金徴収簿用帳票に審査印を押なつすることをもって整理資金規則第23条((徴収決定済額の登記等))並びに第24条第1項及び第2項((収</u></p>	
	（新設）
	（新設）
	（新設）
	（新設）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>納済額の登記))に規定する徴収決定済額又は収納済額の登記とし、合計徴収簿用帳票に審査印を押なつすることをもつて、整理資金規則第29条((合計徴収簿への日計登記))に規定する登記とする。</p> <p>（関税の納付前における郵便物の受取り）</p> <p>77-4-3 法第77条第6項の規定による関税の納付前における輸入郵便物の受取りの取扱いについては、次による。</p> <p>同項の規定による承認の申請は、令第67条の2に規定する記載事項を記入した「関税等納付前郵便物受取承認申請書」(C-5100)2通(原本、承認書用)を提出することによって行わせ、承認したときは、1通(承認書用)に承認印(C-5006)を押なつして申請者に交付する。</p> <p>関税の納付前における郵便物の受取りの承認の基準は、前記73-3-2に準ずる。</p> <p>法第77条第7項の規定による担保は、申請者の資力等が不明である場合その他税関長が特に必要と認める場合に限り提供させる。</p> <p>通関支店は保管中の郵便物について関税の納付前におけるその受取りを承認したときは、その郵便物について、通関支店以外の郵便事業株式会社支店又は郵便局に対し承認の旨の通知をする等の特別の手続をする必要はなく、課税をしない場合と同様の手続により名あて人に交付する。</p> <p>すでに郵便事業株式会社配達支店に送付され、国際郵便物課税通知書を送達済の郵便物について、その課税通知書を添付して上記による関税の納付前における郵便物の受取りの承認の申請があり、これを承認したときは、承認印を押なつした関税等納付前郵便物受取承認申請書とともに当該課税通知書に關税の納付前における受取りを承認した旨を記載して申請者に交付する。</p> <p>（削除）</p>	<p>納済額の登記))に規定する徴収決定済額又は収納済額の登記とし、合計徴収簿用帳票に審査印を押なつすることをもつて、整理資金規則第29条((合計徴収簿への日計登記))に規定する登記とする。</p> <p>（関税の納付前における郵便物の受取り）</p> <p>77-4-3 法第77条第6項の規定による関税の納付前における郵便物の受取りの取扱いについては、次による。</p> <p>～（同左）</p> <p>（亡失郵便物に係る関税等の徴収）</p> <p>77-4-5 前記77-4-1の規定により、国際郵便物課税通知書及び納付書を添付して郵便事業株式会社に引き継いだ輸入郵便物が、郵便事業株式会社で取扱中に亡失した場合には、当該郵便物に係る関税及び内国消費税は徴収しないこととして処理する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(取戻し又はあて名変更請求にかかる郵便物の保税地域への搬入等)</p> <p>78の2-4-1 前記78の2-2-1及び78の2-2-2前段の規定は、 <u>輸入の許可を受けた郵便物について準用する。この場合において、78の2-2-1及び78の2-2-2中「輸出」とあるのは「輸入」と、78の2-2-2中「差出入」とあるのは「名あて人」と読み替えるものとする。</u> <u>なお、関税等が課された郵便物の輸入の許可を取り消した場合は、職権により更正を行い、速やかに関税等の還付を行うことになるので留意する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>